

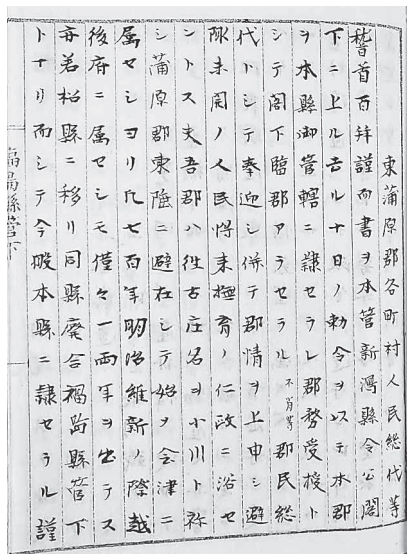
越後佐渡おもひろ歴史ばなし

東蒲原郡のお引越し —茶碗の数も確認します—

江戸時代、東蒲原郡は会津藩の支配下にあり、明治維新後は会津地方とともに福島県に属していました。明治19年（1886）5月10日、東蒲原郡を新潟県へ編入させる勅令が出されます。背景には会津地方の分県運動がありました。分県要求の根拠の1つに東蒲原郡からみて福島県庁があまりにも遠方にあることを挙げていて、政府は分県運動の口実となっていた東蒲原郡を切り離すことで、この動きを抑えこもうとしたようです。

福島県と新潟県の引き継ぎは5月25日付けで行われました。その際、視察に赴いた新潟県令篠崎五郎に東蒲原郡の代表者33名が、東蒲原郡と郡役所を今まで通りに存続するようお願いしました。当時、小郡独立は不経済だから、郡役所を廃止して北蒲原郡に併合すべきという風聞があったようです。代表者たちは、住民が暮らす地域は十里（約40km）にわたって小郡ではないこと、700年以上1郡として統

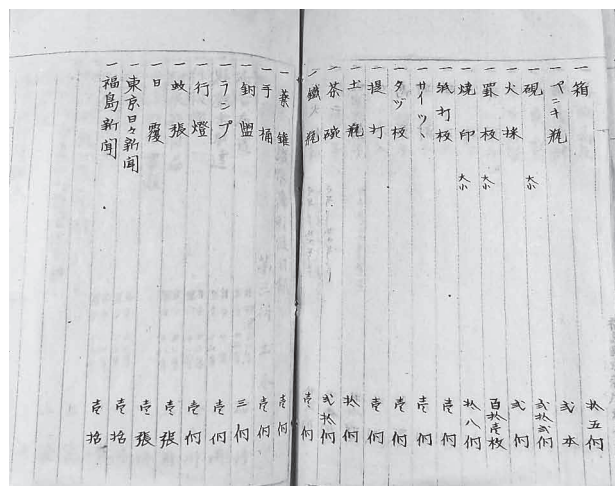
続きは、津川町（現阿賀町）の郡役所で行われ、福島県から新潟県へさまざまな事務や書類が引き継がれました。その引き継ぎ資料をまとめたものが、文書館所蔵の『明治十九年東蒲原郡引受書』です。その中にある「東蒲原郡役所引渡目録」には様々な帳簿類の他に、土瓶10個や茶碗20個、ランプ1個に蚊帳1張、鍬や肥桶まで事細かに引き渡される品々が書き出されています。郡役所そのものは移動しなくても、その中にある品々を茶碗1つまで数え上げて確認しています。行政文書だけでなく、備品にいたるまで新潟県への引き継ぎ作業が行われました。福島県から新潟県になるということは、単なる名前の書き換え以上に手間のかかる作業だったようです。



【上申書】（請求記号：H92 総地2）

治されてきたことをあげて郡と郡役所の存続を請願したのです。結果として郡の廃止や併合は行われることなく、現在の東蒲原郡阿賀町として残ることとなりました。

編入の事務手



【東蒲原郡役所引渡目録】（請求記号：H92 総地2）

福島県東蒲原郡が新潟県東蒲原郡となったことで現在の県域がほぼ画定し、明治4年（1871）の廃藩置県から15年目によく現在の新潟県が完成しました。

※新潟県立文書館HPに掲載

平成30年度 企画展「新潟県のあゆみ ―文書館の仕事―」を紹介します

2階の閲覧室及び1階のエントランスホールでは、1～2ヶ月ごとにテーマを決めて所蔵資料を紹介する企画展を行っています。今年度は、年8回の企画展の内、4回にわたって「新潟県のあゆみ―文書館の仕事―」を行っています。壁面に文書館の仕事の紹介を掲示し、展示ケースには明治期の新潟県に関する所蔵資料をテーマごとに展示しました。

－文書館の仕事とは？－

文書館は、新潟県の歴史に関する資料の整理及び保存を行うとともに、これらの活用を図り、新潟県の教育、学術及び文化の発展に寄与するための活動をしています。

◆整理・保存：古文書・公文書を体系的に整理し、県民共有の財産として設備の整った書庫で保存します。

◆閲覧・利用：整理を終え所定の手続きを経た文書を閲覧・利用に供します。

◆所在確認調査：新潟県内各地に所在する歴史資料の保存状況等について、調査を行っています。

◆保存・活用の普及啓発：講座や展示の実施、ホームページ等を通して所蔵資料を紹介し、その活用を推進します。また、随時、保存に関する相談に応じています。

－明治期の新潟県に関する展示－

○第1弾（4月3日(火)から5月13日(日)まで）

明治のはじめ、越後国の行政機関はめまぐるしく変遷し新潟県が成立するまでと明治21年(1888)、明治34年(1901)の大規模な市町村合併に関する資料を展示しました。

○第2弾（6月26日(火)から8月5日(日)まで）

明治の新潟の発展を支えた大都市と結ばれた鉄道と不思議な形をした新潟県・福島県・山形県の県境に関する資料を展示しました。

○第3弾（9月11日(火)から10月28日(日)まで）

近世の庄屋・名主から近代の戸長への変化と大区・小区制から郡区・町村制への変化に関する資料を展示しました。

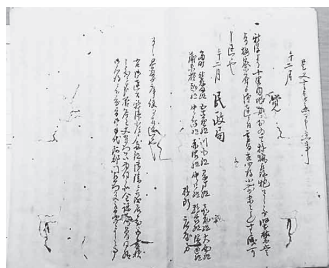
○第4弾(平成31年1月5日(土)から2月24日(日)まで)

明治のはじめに開催された県会と県庁に関する資料を展示する予定です。

■主な展示資料

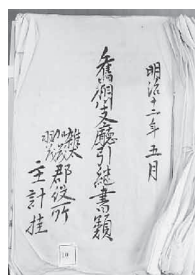
【御一新御改革筋始

品々御達諸件留書帳
(明治3年(1870))
(請求記号：E9103-108)
明治のはじめ、「御一新」として様々な改革が行われました。この資料はそれらの改革についての通達を書き留めたものです。



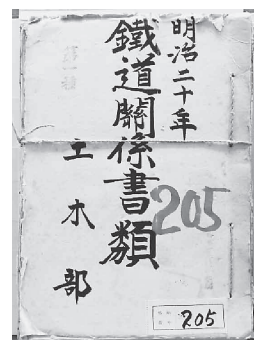
【旧相川支庁引継書類

(明治12年(1879))
(請求記号：旧佐渡郡役所文書10)
明治9年(1876)に設置された相川支庁から、明治12年に雑太・加茂・羽茂の三郡役所が事務を引き継いだ際の書類です。



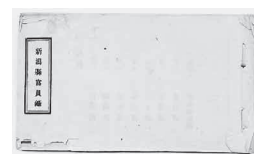
【鉄道関係書類

(明治20年(1887))
(請求記号：H97土監135)
信越線や上越線などの敷設に関する資料が綴られていて、予定線路図や工事費、集客や売上予想などが細かく計算されています。



【新潟県官員録

(明治12年(1879))
(請求記号：E9602-4)
永山盛輝県令時代の新潟県の官員録で、出身県なども明記されています。



文書館の本棚



「千年生きる書物の世界
和本入門」
橋口侯之介 著
平凡社ライブラリー刊

今年には明治維新150年・戊辰戦争150年ということもあり、歴史ブームといえよう。これらと新潟県の歴史に関する新刊本が種々出回っていてどれも興味が持てる場所であるが、何か書評を書こうとして見つけたのがタイトルにある和本の本だった。仕事柄、和本を手にするにはあっても良く知らないことばかりでもあり、読んでみようと思いついた。見かけは文庫本ではあるが、十分専門書であり難解な本の部類に属する本である。

何が難解かという点、冒頭からの和本の定義であり、「有史以来、明治の初め頃までに日本で書かれたか、印刷された書物の総称」と本書では定義しているように、非常に幅広いのである。著者は古書店の経営者であり、学者ではない。それゆえか「本」についての知識が半端なくすごい。巻物の話から中国の書物の話、そして江戸時代のいわゆる私たちが「和本」と呼んでいる主に木版による印刷物のことまで、本の構造や刷り、装丁、記述方法等について

の知識が網羅されている。しかもこの「和本」は明治の半ば過ぎまで同じように作られていたというのではない。和本は1000年以上残るといってつもなく優れたメイドインジャパンなのだ。

版木が売買されて同じ版木が何十年、または100年以上使われて出版されることもあったという記述には驚かされる。幕末に日本を訪れた西洋人が、貧しい庶民でも本を読みふけている日本人の姿に感動したというのも、和本のなせる力なのだろう。

特に私たちに必要なのは本書後半の和本に対する接し方や保存方法等のくだりである。「よく手を洗っておくことが最上の接しかたであり、また礼儀である」「虫損がないか、とくに背の部分に注目する。なぜかそこが虫の出入り口で、中の虫が出ていくときはここどこかに穴をあける」「和本は机に置いて、書葉の左下を持って、ゆっくり丁寧をめくる」「蔵書印があればそれを調べるのも和本の楽しみのひとつだ」などの言葉には思わず「そうだよ」と頷いてしまう。

最後の方には、和本などの古書の流通市場における取引についてのしくみや和本をどのように手に入れるか、和本の保管について補修や虫から本を守る方法・置き場所など実用的な話で締めくくられる。このあたりは古文書全般のこととも共通することが多い。「自己資金で買った私有物だから、何をしてもよいのではないか」という考えではなく、和本をもった人は『自分がこの本の最終所有者ではない』という自覚をもつべきだと思う」という記述に、天職として和本と取り組む著者の意気込みが感じられる。

【佐藤記】

平成29年度に閲覧可能となった受贈受託文書

平成29年度より、新たに閲覧可能になった受贈受託文書を紹介します。

請求記号	文書名	文書群解説
E1401	近世近代教科書等教育関係資料	近世～近代、139点。教育関係資料。
E1403	中頸城郡頸城村山田家文書及び旧蔵近代司法関係文書	明治2年～昭和31年、914点。近代地主関係資料及び近代司法関係の刊行物。
E1506	旧南鯖石村平野家教育関係文書等	明治7年～大正期、212点。戦前の教育従事者に関する資料。
E1508	広田春江氏教育関係資料	明治15年～平成2年、367点。戦前から戦後の家庭科教育関係資料等。
E1510	新発田町香川家近代文書	昭和3年～平成9年、25点。新発田市長香川錬弥の日記ほか。
E1514	『毛詩正文』ほか	近世、7点。和本など収集資料。
E1601	昭和前期伍長職務関係文書	昭和5年～昭和17年、10点。伍長職務関連書類ほか写真帖等。
E1603	斎藤仙太郎家旧蔵書籍	明治12年～昭和16年、44点。戦前の教科書やノートほか。
E1605	県内女学校教科書	近代、1点。
E1606	佐々木家家伝及び収集文書	明治10年～昭和35年、25点。教育関係資料ほか収集資料。
E1607	新潟県立西新発田高等学校旧蔵和 本・教科書	享保9年～昭和27年、124点。新発田高等女学校時代の蔵書等。
E1609	西蒲原郡漆山村田辺家文書	宝暦4年～文政6年、18点。鉛売りを行っていた近世庄屋の自家経営文書。
E1610	家庭教育歴史讀本	明治24年～明治27年、12点。
E1705	信濃国名所古跡高附絵図	嘉永7年、1点。越後国と信濃国の村数を比較する書き込みあり。
F98	中蒲原郡四ツ屋新村和泉家文書	元禄5年～近代、1066点。歌人和泉門関係資料ほか、養蚕関係資料等。
F100	西蒲原郡曾根村小嶋家旧蔵刊行物	延宝6年～昭和3年、208点。和歌に関する資料や西蒲原に関する刊行物。

平成30年度文書館10月以降の主催講座

◆10月以降の主催講座をご案内します。

○古文書講座

講座名	日程	時間	定員	会場
はじめての古文書講座(冬季)	11/28(水)・12/5(水)・12/12(水)	120分	20名	制作演習室
古文書初級解読講座(冬季)	Aコース 1/16(水)・1/23(水)	120分	各60名	大研修室
	Bコース 1/18(金)・1/25(金)			
古文書解読講座(冬季)	2/6(水)・2/13(水)	120分	180名	ホール

※時間はすべて13:30～15:30 ※古文書初級解読講座(冬季)については、A・Bコースともに同一内容
※古文書講座は資料代100円が必要です。

○「新潟県の歴史」講座

講座名	日程	時間	定員	会場
第2回歴史講座	10/27(土)	120分	180名	ホール
第3回歴史講座	3/2(土)	120分	180名	ホール

※時間はすべて13:30～15:30

○特別企画展解説講座

講座名	日程	時間	定員	会場
特別企画展解説講座	Aコース 10/31(水)	60分	各60名	大研修室
	Bコース 11/7(水)			

※時間はすべて13:30～14:30 ※A・Bコースともに同一内容

◎特別企画展

タイトル	日程	時間	会場	備考
「幕末から明治へ - 激動の時代と越後・佐渡 -」	平成30年10/30(火)～11/11(日) ※11/5(月)は休館	9:30～17:00	閲覧室	入場無料

アーキビスト 文書館職員随想

文書館は、各地から寄託・寄贈された古文書や、新潟県庁で保存期間が満了し廃棄される公文書から歴史資料として選別された歴史的公文書などを所蔵している。いずれも、新潟県の歴史に関する資料ばかりである。

国民(市民)が事実を把握することは、民主主義を成立させる大きな要素の一つといえる。なぜなら、把握できなければ正しい判断に結びつかないからである。

人々の記憶は時間が経てばあいまいになる。必然的に過去の事実に対し様々な解釈がされてしまう。しかし、文書館に来ればどうだろうか。新潟県は何をやってきたのか、何を目指していたのか、保存されている資料からより正確な事実にとどろくことができるようになるはずである。

現代においては保存している資料が、大して重要な内容でなかったとしても100年後、200年後には重要な情報になっているかもしれない。過去を正確

に把握できればそこから将来を考えるヒントになるはず。将来を考えることは政治にも反映され、民主主義を支えることになる。「歴史に学ぶ」という言い方がしっくりくる。

公文書管理法には、公文書管理の目的は「現在及び将来の国民に説明する責務をまっとうされるようにする」ことと書かれている。

我々の仕事は、常に100年後、200年後、500年後を意識しながら、日々様々な歴史資料を整理し、いつでも利用できるように保存しつづける。その責任はじつに重い。【加納記】

編集・発行 新潟県立文書館

〒950-8602 新潟市中央区女池南3-1-2
TEL 025-284-6011 FAX 025-284-8737
URL http://www.pref-lib.niigata.niigata.jp/?page_id=569
E-mail archives@mail.pref-lib.niigata.niigata.jp